

改正

平成22年3月30日条例第1号

八幡市都市計画審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づく八幡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 都市計画法によりその権限に属された事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため、審議会を設置する。

(組織等)

**第3条** 審議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 八幡市議会の議員
- (3) 関係行政機関又は京都府の職員
- (4) 本市住民

3 前項第1号又は第4号の委員の任期は2年とし、同項第2号の委員の任期は議員の任期とし、同項第3号の委員の任期は当該職務にある期間とする。ただし、前項第1号又は第4号の委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

5 第2項第3号の委員に事故あるときは、当該委員があらかじめ指名する者が当該委員に代わって議事に参与し、議決（選挙を含む。）に加わることができる。

(臨時委員)

**第4条** 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、その特別の事項に関する調査審議の終了までとする。

(会長)

**第5条** 審議会に会長1名を置く。

- 2 会長は、第3条第2項第1号に該当する委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第7条** 審議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。